

補助金・負担金の配分に関する基準

(目的)

- 1 この基準は、全国高等学校総合体育大会の体操競技と新体操とを、異なる市町村で開催する場合の国庫補助金、全国高等学校体育連盟負担金及び全国高等学校総合体育大会協賛金をそれぞれの競技の実行委員会に配分する金額の決定方法について定める。

(金額)

- 2 それぞれの競技の実行委員会に配分する金額は、原則として競技別の競技役員数、審判役員数競技役員数及び補助役員数の大会開催期間における実働概数に、運営準備役員の実働概数を加えた数の比率により、次の通り配分することとする。

(1) 体操競技実行委員会への配分額＝補助金・負担金・協賛金額の合計額×0.6

(2) 新体操実行委員会への配分額＝補助金・負担金・協賛金額の合計額×0.4

注) 1、000円未満は四捨五入する。

ただし、それぞれの競技の実行委員会の合意があり、本専門部が承認したときはこの原則と異なる配分をすることができる。

(附則)

- 3 この基準の改廃は、本専門部総会の議決による。
- 4 この基準は、昭和61年4月1日より施行する。

昭和61年 2月10日制 定・平成 5年 2月15日一部改定・